

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

[令和6年10月1日現在]

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団愛友会
代表者(役職・氏名)	理事長 中村 康彦
所在地・電話番号	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号 / 048-773-1111
法人の設立年月日	昭和41年1月6日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	エルサ上尾訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1161690114
所在地	〒362-0061 埼玉県上尾市藤波3丁目266番地1
電話番号	048-787-8689
FAX番号	048-740-8690
通常の事業実施地域	上尾市、桶川市、北本市、伊奈町、さいたま市、鴻巣市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30まで(平日) ただし、契約内容により24時間対応可能な体制を整えます。

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1人
看護師等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問看護等の提供に当たります。 ・看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成します。 ・理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成します。 	看護師 常勤 7人以上 (非常勤含め) 理学療法士等 常勤 1人以上 (非常勤含め)

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4 サービス内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

5 利用料等

訪問看護を提供した場合の利用料は、介護報酬・診療報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受理事務サービスである時は、利用者の方の負担割合に応じて支払いを受けます。詳細は別紙料金表をご参照ください。

6 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方も、看護師等訪問するための交通費の実費はご負担いたしません。

7 キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。
ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日の午前8時30分までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日の午前8時30分までにご連絡がない場合	2,000円(内税)

8 その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	20,000円(内税)
保険給付対象外のサービス利用料	介護保険及び医療保険が該当しない訪問看護を行った場合	30分4,500円(内税)

9 利用者負担額、その他の費用の請求方法及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月15日頃までに利用者に送付します。

(2) 支払方法

請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払ください。

なお、お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管をしてください。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)

支払い方法	支払い要件等
口座自動引落し	請求月の28日(振替日が土日祝日の場合は翌営業日)に利用者が指定する口座から自動引落しをします。
銀行振込み	請求月の末日までに下記口座に振込送金して支払います。 振込手数料はご利用者が負担します。 埼玉りそな銀行 上尾支店 普通口座 4164119 口座名義人: 医) 社団愛友会 介護老人保健施設エルサ上尾 理事長 中村康彦

10 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報は用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

11 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族や介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	保険名
三井住友海上火災保険株式会社	訪問看護事業者賠償責任保険

13 サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 北島 佳江
電話番号	048-787-8689
受付時間	午前8時30分～午後5時30分まで(平日)

受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月30日から1月3日までを除く)
-----	--------------------------------------

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

上尾市役所 健康福祉部 高齢介護課	048-775-6473
桶川市役所 高齢福祉部 高齢介護課	048-786-3211
北本市役所 健康推進部 高齢介護課	048-594-5539
伊奈町役場 いきいき長寿課	048-721-2111
鴻巣市役所 健康福祉部 介護保険課	048-541-1321
さいたま市 西区役所 健康福祉部 高齢介護課	048-620-2668
さいたま市 北区役所 健康福祉部 高齢介護課	048-669-6068
さいたま市 大宮区役所 健康福祉部 高齢介護課	048-646-3068
さいたま市 見沼区役所 健康福祉部 高齢介護課	048-681-6068
さいたま市 中央区役所 健康福祉部 高齢介護課	048-840-6068
さいたま市 桜区役所 健康福祉部 高齢介護課	048-856-6178
さいたま市 浦和区役所 健康福祉部 高齢介護課	048-829-6153
さいたま市 南区役所 健康福祉部 高齢介護課	048-844-7178
さいたま市 緑区役所 健康福祉部 高齢介護課	048-712-1178
さいたま市 岩槻区役所 健康福祉部 高齢介護課	048-790-0168
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係	048-824-2568

14 第三者評価の実施状況

実施の有無	有
直近の実施年月日	2014年1月22日
評価機関の名称	株式会社 フィールズ
実施結果の開示状況	受審証明書の掲示

15 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ② 利用者以外の家族のためのサービス提供

- (2) 看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、電気、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。
- (5) 介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。
 - ① 末期の悪性腫瘍の場合
 - ② 厚生労働大臣が定める疾病等の場合〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平27. 3. 厚労告95)(平30. 3. 厚労告78改正)〕
 - ③ 急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合(指示の日から14日間を限度とする)
 - ④ 精神科訪問看護指示書が交付された場合(認知症が主傷病である場合は除く)

16 業務継続計画

事業所は、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うことを目的に、従業員に対し、業務継続計画について説明、周知を行うとともに、必要な研修及び訓練(新入職時含む)を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 医療法人社団愛友会が上尾市内にて運営している、エルサ上尾訪問看護ステーション、上尾中央訪問看護ステーション、訪問看護ステーションゆ〜らっぷ、あげお愛友の里訪問看護ステーションは、地震、台風等の自然災害や新型感染症等の感染症発生時に、適切な医療・看護を出来る限り提供できるよう相互に連携・協力を行っていきます。

17 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待)の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を推進するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的(新入職時含む)に実施します。

(4)虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

担当者名 北島 佳江

(5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

18 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。
- (2)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

19 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3)従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

20 ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業者の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1)職場又は利用者等(家族・関係者含む)において行われる性的な言動・行動又は、優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業者、利用者等に対し周知・啓発します。
- (2)相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業者に周知します。
- (3)マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取組を実施します。
- (4)メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して1人で対応させない等、被害者への配慮のための取組を実施します。

21 その他運営に関する重要事項

- (1)事業所は職員の資質向上のために以下の研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。
 - ①採用時研修 採用後1月以内に実施する。

②継続研修 年1回以上実施する。

(2)この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団愛友会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
----------------------	-------

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号
	法人名	医療法人社団愛友会
	代表者名	理事長 中村 康彦
	事業所名	エルサ訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	